

コンプライアンス(法令等遵守)への具体的な取組み

役職員一人ひとりが、コンプライアンスの重要性を認識し、誠実に取り組むことを基本としております。

≫コンプライアンス(法令等遵守)への取組み

当金庫は「地域社会・お客さま・職員の願いを知り、誠実に応えていくこと」こそ、コンプライアンスの『本質』であると捉え、当金庫が社会的責任と公共的使命を全うするための全ての業務における共通の規範が、コンプライアンスであると考えております。

全役職員には、コンプライアンスの基本方針・行動綱領・行動基準等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」や「杜の都信用金庫エシックスカード」を配付し、遵守意識の醸成を図るとともに、「職員コンプライアンス・チェック表」に基づく自己評価の実施や、職務別・階層別の研修会や勉強会等を通じて、役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上とコンプライアンス行動の実践を啓発しております。

また、コンプライアンスを着実に実践するための協議機関

として「コンプライアンス委員会」を設置しているほか、コンプライアンスを包括的に把握・管理する統括部署(リスク統括部 金融法務課)と営業部店及び本部各部署に「コンプライアンス担当者」を配置し、情報の共有を図り、コンプライアンス違反の発生防止等に組織的に取り組む態勢を整備しております。

さらに、一定の休暇等により職場離脱した職員のコンプライアンスの遵守状況を第三者がチェックすることで不祥事件等の未然防止を図っているほか、定期的な人事ローテーションにより職務固定化の影響を排除しております。

今後とも、「もっとも相談しやすい地元のしんきん」として地域社会のお役に立ち、お客さまに喜んでいただけるようコンプライアンス遵守に努めてまいります。

杜の都信用金庫 コンプライアンス基本方針

杜の都信用金庫は、信用金庫の社会的責任と公共的使命を踏まえ、コンプライアンス(法令等遵守)に根ざした経営を実践する。

1. コンプライアンスを実践する企業風土の醸成
2. 行動綱領、規程等の整備と周知徹底
3. お客さまから信頼される責任ある行動

杜の都信用金庫「エシックスカード」

杜の都信用金庫3つのビジョン

1. 私たちは、人に・街に優しくありたいと考えています。
2. 私たちは、お客様をたいせつにします。
3. 私たちは、自然や環境をたいせつにします。

私たちの行動指針

情熱・責任感・努力を誇りとします。

1. 地域社会に貢献するという情熱。
2. 自らの任務を責任をもって遂行するという責任感。
3. 可能性にチャレンジする努力。

杜の都信用金庫

行動する前に、 「あなた自身」でもう一度確認してください!

- ・その行動は…法律やルールに反していませんか?
- ・その行動は…後ろめたさを感じませんか?
- ・その行動は…家族や大切な人たちを泣かせることになりませんか?
- ・その行動は…報道されても胸を張れますか?
- ・その行動は…誰かに迷惑をかけませんか?
- ・その行動は…杜の都信金のイメージを傷つけませんか?

判断に迷ったら、必ずコンプライアンス担当者や上司に相談しましょう。

●エシックスカード

当金庫は、法令やマニュアルの文言のみを理解するのではなく、その背景にある精神までも理解し実践することが「コンプライアンスの実践」であると考えております。

コンプライアンスの実践は、企業倫理(ビジネスエシックス)に照らし、誠実さをもって律していかなければ実現できません。そして、企業倫理意識の醸成は、役職員一人ひとりがあらゆる場面において判断に迷う場合には自問自答し、自らが内容を確認するといった習慣を身につけさせることから始まると言われております。

当金庫では、名刺大の「杜の都信用金庫エシックスカード」を全役職員が常時携帯し、法令ばかりでなく、当金庫の企業倫理に背かない行動を確認しながら、業務に取り組んでおります。

顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な営業活動を遂行いたします。また、別に定める「利益相反管理方針」に基づくお客さまの正当な利益の保護や、利便性の向上に向け、継続的に取組んでまいります。
2. 当金庫は、お客さまへの説明を要する取扱商品全ての取引について、お客さまのご理解や経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
4. 当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供はいたしません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等に基づき、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内諸規程等に則り、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼の更なる向上を図るため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が既に契約等に基づく関係を有しているお客さまと新たに行う他の取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客さまと対立、または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有しているお客さまから得た情報を、不当に利用して行う他の取引
 - (2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部門の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内諸規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。